

近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識 (中)

〔備後福山の義倉設立と運営をめぐって〕

中山富広

はじめに

一 義倉の成立と運営をめぐる藩と調達人たちの綱引き

1 「義倉発端手続」と河相周兵衛

2 「救法目論見」と「義倉一件伺書写シ」

3 義倉の運営と福山藩 (以上、二四三号)

二 義倉と地域社会

1 義倉貸銀と地域社会

2 義倉田と地域社会 (以上、本号)

3 社会事業の展開

おわりに

二 義倉と地域社会

1 義倉貸銀と地域社会

義倉貸銀の推移 本稿(上)の13「義倉の運営と福山藩」で指摘したように、実質的な義倉銀融資の出発年となった文化三年こそ津屋茂左衛門ら七名の豪農商に、二月一日から十一月三十日までの一〇か月間預けられたものの、同三年暮から同六年暮までは河相・信岡・石井・帯屋ら調達人たちが義倉銀を預かっている。文化七年暮には河相・帯屋が一七貫目余を預かるが、安那郡湯野村兵右衛門ら四名の者へ計三九貫目余が貸し出され、再び調達人以外の者への融資が開始された。また同八年暮には八七貫八七五匁余の義倉銀となったが、このときは綿問屋隅屋忠右衛門へ全額預けられている。質物として綿切手を取り、河相周兵衛・神野利右衛門・岩田屋庄左衛門の三人が請人となっている。

表3 文化9年12月の融資先

名前	銀額	翌年の額
西向治郎助		5,000
亀山茂兵衛	15,000	2,000
新屋茂右衛門		5,000
桑田喜兵衛	12,000	17,000
山手村周右衛門	5,000	
藤井料助	8,000	
十九軒屋村伝六	5,000	4,000
神村章蔵	6,000	6,000
向永谷村勇治	3,000	3,000
広島屋新左衛門	15,000	
草戸屋八百治	10,000	10,000
三島平左衛門	10,000	10,000
大坂屋宗三郎	10,000	10,000
隅屋忠右衛門	32,995	30,000
計	131,995	102,000

注)「義倉銀御貸付帳」(文化9年・文化10年)による。

翌九年暮には一三一貫目余が一四名に融資されたが、それを示したのが表3である。西向治郎助・亀山茂兵衛・新屋茂右衛門の三名は沼隈郡山南の豊表間屋であり、桑田喜兵衛も中山南村の表売買に関わる有力豪農である。広島屋と草戸屋は城下の商人で、三島平左衛門と大坂屋は頼の商人である。またこの年も綿問屋の隅屋が三二貫目余の融資を受けている。これから推測すると、義倉が「有福のもの」を選んで、彼らに豊表・木綿の買付けや酒造仕込などの資金を融資していたものと思われる。また表では翌十年十二月における融資額も示しているように、多くが複数年にわたって融資を受けていたことがわかる。

そこで次に義倉銀の貸付と利銀収入の推移を示してみよう(図2)。前述のように、文化五年暮に藩当局の命によって有

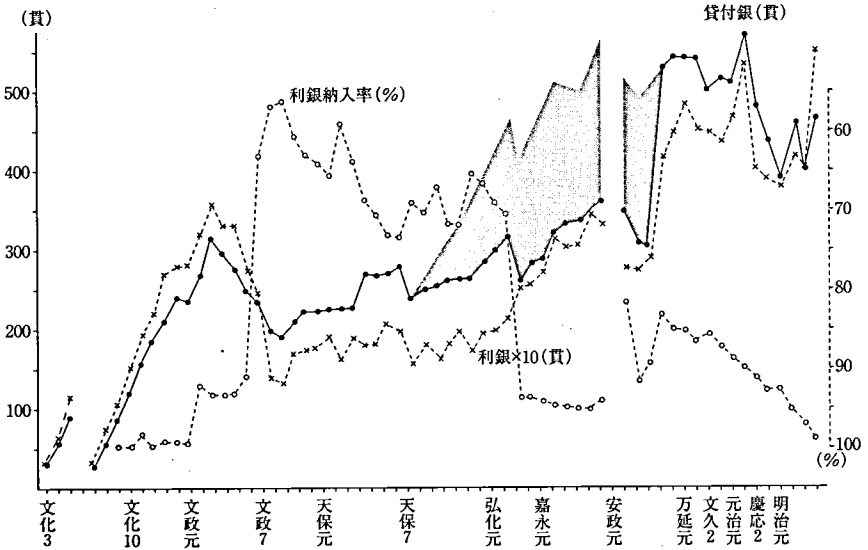


図2 義倉の貸付銀と利銀収入の推移

注)「義倉勘定帳」(各年度)および「窮民御救い永代御偏銀勘定帳」(天保8年)により作成。

銀一三一貫目余のうち一二一貫目余が没収され、残り一〇貫目も別勘定とされたので文化六年でグラフはいったん切れている。しかしその後は貸付銀額は順調に伸び、文政三年には三〇〇貫目に到達し、利銀収入は同二年に三〇〇貫目を突破した。文政四年からは再び二〇〇貫目前後に減少するが、これは義倉田を本格的に購入しだしたからであった。文政六年は、毎年銀四五貫目が下付されてきた最終年度であった。またこの年は大旱魃で領民が困窮したので義倉が三一二〇俵の米を領内に配布した年でもあった。藩主正精は義倉の運営を心配したので、義倉は「福府義倉御備銀積書」を提出するが、そのなかで義倉の貸付銀は一〇年賦の返済で他よりも低利であるため、「福者」の「嫉妬悪口」をかつていることが述べられている。

しかし文政八年、同九年には二〇〇貫目を割り込んだ。この原因の一つは藩へ融資した銀（口入銀）の利足支払いが滞り気味になったことにあった。そこで義倉は文政十年に期末の有銀二二四貫目を「勘定大極」とし、この銀額を割り込んだときには藩がその額を補填するという処置を申請し認可されている。また天保三年には「御貸付利銀是迄月壹歩宛の処、当辰十二月より式朱下げ月八朱」と月利一%を〇・八%に下げ、年利にして一二%を九・六%に改定した。そしてその利子収入の低下を補うために藩から四〇貫目（無利子）の借用が許可されたのであった。

こうした一連の処置と天保八年から開始された綱掛け部分

の「窮民御救い永代御備銀」を表勘定に加えると、かつての目論見を大きくこえて弘化年間には四〇〇貫目に達し、嘉永年間以降は五〇〇貫目前後の貸付銀となっていたことがわかる。また慶応年間に貸付銀が減少しているのは再び義倉田を購入したからであった。

個別融資銀額と融資範囲 次に個別の融資銀額と融資の範囲について検討しよう。表4は文政十一年から慶応三年までの六か年の銀額別口数の推移を示したものである。また表5は郡別および城下商人など地域別に貸付内訳を示したものである。

文政十一年と天保四年は一貫目以下が八割近くを占めているが、なかでも文政十一年は沼隈郡・分郡・城下、そして藩への口入銀が多額を占めている。これは沼隈郡草深村の善左衛門が二三貫五〇〇目、城下の川本屋吉兵衛が二九貫目余を借り入れていたことが影響している。天保四年にはその善左衛門も川本屋も元利返済を終えており、代わって芦田郡・分郡・口入銀への融資額の割合が増加している。なお口入銀七四貫目余は四七貫目五〇〇目・二〇貫目・七貫目と三口に分かれているので、表4では五〇貫目以上は存在しないかたちとなっている。

天保十四年になると一貫目以上の口数が三割近くまで増え、全体の融資口数が天保四年に比べて半減している。一口当たりの銀額が二貫目をこえていた。地域的には分郡・城下・口入銀だけで七割をこえている。一〇年後の嘉永六年

表4 銀額別借銀口数の推移

	文政11年	天保4年	天保14年	嘉永6年	文久3年	慶応3年
100,000匁～					1(1.3)	1(2.4)
50,000～					1(1.3)	
10,000～	4(2.6)	4(1.6)	9(7.4)	5(3.0)	5(6.5)	5(11.9)
5,000～	4(2.6) (16.0)	7(2.9) (14.8)	6(5.0) (38.3)	15(9.0) (38.3)	9(11.7) (88.3)	4(9.5) (69.0)
1,000～	21(13.5)	29(11.9)	19(15.7)	49(29.3)	59(76.6)	25(59.5)
500～	57(36.5)	56(23.0)	17(14.0)	33(19.8)	2(2.6)	2(4.8)
300～	30(19.2) (78.2)	80(32.9) (78.6)	24(19.8) (56.2)	30(18.0) (57.5)		2(4.8) (11.9)
100～	35(22.4)	55(22.6)	27(22.3)	33(19.8)		1(2.4)
100匁未満	5(3.2)	12(4.9)	19(15.7)	2(1.2)		2(4.8)
合計	156(100)	243(100)	121(100)	167(100)	77(100)	42(100)
1口当り借銀	1,440.3匁	1,143.3匁	2,341.2匁	2,184.5匁	6,723.8匁	10,429.3匁

注)「義倉勘定帳」(各年度)による。

表5 貸付元銀の内訳

単位銀匁、()内%

年代	沼隈郡	品治郡	芦田郡	安那郡	分郡	深津郡	城下商人	口入銀	その他	元銀計
文政11年	49,418 (22.0)	2,320 (1.0)	17,990 (8.0)	13,520 (6.0)	35,240 (15.7)	827 (0.4)	30,455 (13.6)	74,500 (33.2)		224,690 (100)
天保4年	19,551 (7.3)	10,820 (4.0)	37,080 (13.8)	30,287 (11.3)	78,634 (29.3)	-	7,435 (2.8)	74,500 (27.8)	10,000 (3.7)	270,777 (100)
天保14年	36,005 (12.7)	6,000 (2.1)	21,420 (7.6)	9,870 (3.5)	58,525 (20.7)	-	69,875 (24.7)	74,500 (26.3)	6,587 (2.3)	283,281 (100)
嘉永6年	19,800 (5.4)	20,043 (5.5)	84,805 (24.2)	17,815 (4.9)	50,580 (13.9)	9,500 (2.6)	48,992 (13.4)	-	113,389 (31.1)	364,811 (100)
文久3年	32,620 (6.3)	60,180 (11.6)	102,636 (19.8)	4,650 (0.9)	26,592 (5.1)	-	221,979 (42.9)	-	69,075 (13.3)	517,732 (100)
慶応3年	13,460 (3.0)	24,515 (5.5)	35,660 (8.0)	7,300 (1.6)	18,345 (4.1)	13,220 (3.0)	275,345 (61.9)	-	57,092 (12.8)	438,080 (100)

注)表4に同じ。なお合計は一致しないが「義倉勘定帳」のままとした。

には一貫目以上が四割をこえ、文久三年には二口を除いてすべて一貫目以上の融資となった。融資額総計も嘉永六年には三六四貫目余、文久三年には五一七貫目余と増えている。地域的には芦田・分郡と城下商人への融資が多い。またこの頃より「その他」への貸付が激増していることがわかる。

そこで嘉永六年を今少し検討しておきたい。芦田郡では多額の融資額はないけれども口数が七二口と全体の半数近くを占めている。分郡は二六口であるが一貫目以上が多く、合計で五〇貫目に達している。城下商人では三島屋魚問屋の一八貫目余をはじめ高額融資者が多い。そして「その他」に含めたのは、河相清兵衛の九六貫目余（六六口）、河相保右衛門の六貫目余（二口）、「去る子年水難村々御貸付郡御役所納め、無利足五か年賦」の五貫目余などであり、調達人の二人で倉貸付銀の実に三分の一近くを借りていたのであった。

次に文久三年を検討しよう。この年一〇〇貫目をこえる借銀者がいるが、これは城下の豪商片山（川本屋）吉兵衛で、その額は一八三貫目余であった。安政五年には一〇五貫目余、文久元年には一七二貫目余であった。

義倉御備え銀貸付方の義近來拝借人共数無く、残銀の義は是迄片山吉兵衛へ示談の上、利足外並合いに預り呉候得共、此の一兩年に御座候ては別して残銀多くにて、凡そ七八拾貫目余も預けに相成り居り候、自然此の後預り銀相断り候節は、月追に至り如何共取計い方御座無く候、無利足預けと相成り候得ば、大造の利銀欠けに罷り成る

べしと掛りのもの共心配仕り候⁷

これは安政六年の「口上覚」であるが、これによれば不況のため義倉銀の借り手が少なく、そのため片山吉兵衛の交誼によつて利殖が可能となつていたことがうかがえよう。しかしその後も事態は改善されなかつたようで、慶応三年の片山吉兵衛の預り銀は全体の六割に相当する二六〇貫目に増え、吉兵衛から利銀を二五貫目受け取つていたのであった。また文久三年の五〇貫目以上借銀者は河相木右衛門（清兵衛）の六八貫目余（その他）であるが、これは吉兵衛の場合と事情が違うので後述することにしよう。

ところで六郡の農民への融資はいかなる階層が対象であつたのだろうか。前述したように文政年間に入る頃より「有福のもの」でない者にも融資されたのであった。しかし「御貸付銀は田畑地所質入」を前提としており、「御貸付銀質地念入れ村役人へ引き請けさせ、元銀壹貫目に付き徳米三石宛書入れさせ来り候、無質は勿論家質決して相成らず」と規定しようとしてゐることからみて、また翌五年に「貸付方内借人身元共引当田畑等」の調べ掛りとして、沼隈郡藤江村庄屋山路嘉兵衛・安那郡川北村菅波武十郎・芦田郡常村庄屋五蔵・深津郡手城村庄屋儀兵衛・品治郡向永谷村庄屋勇治・分郡森脇村庄屋忠左衛門の六人が任命され、借り手の身元や資力を調査しているから、生産者農民といつてもある程度の土地を所有する中農以上の階層であつたと思われる。¹⁰

利銀収入の実際 再び図2に戻ろう。図には利銀納入率が

表6 貸付元銀とその回収率（1か年平均値）

	貸付元銀	A利銀収入	B本来利銀	A/B
文化7～文化10	74,064	9,192	9,208	99.8%
文化11～文化14	199,463	24,222	24,464	99.0
文政元～文政4	280,118	32,344	34,286	94.3
文政5～文政8	240,070	23,425	30,118	77.8
文政9～文政12	213,777	16,169	26,187	61.7
天保元～天保4	237,983	18,098	28,069	64.5
天保5～天保8	265,016	18,690	25,989	71.9
天保9～天保12	257,793	18,190	25,778	70.6
天保13～弘化2	291,657	19,493	28,566	68.2
弘化3～嘉永2	291,198	27,366	29,118	94.0
嘉永3～嘉永6	345,326	32,028	33,850	94.6
安政2～安政5	375,093	31,457	36,627	85.9
安政6～文久2	532,749	45,632	53,233	85.7
文久3～慶応2	513,992	45,920	51,448	89.3
慶応3～明治3	423,194	39,839	42,210	94.4

注) 表4に同じ。

示されているが、文政七年から弘化年間にかけて納入率が低下していることがうかがえる。そこで文化七年から四か年ごとの平均値を示したのが表6である。貸付元銀は貸付銀額のことであり、B本来利銀は本来入ってくるべき利銀で各年度の「勘定帳」に記載されているものである。文政五、八年に八割を割り込み、その後一挙に六割、七割台となり、そして弘化三年、嘉永二年の期間に九割台に復し、安政年間に再び八割台にやや低下していることが示されている。

次に引用する史料は、納入率六六%であった文政十三年（天保元年）の「義倉勘定帳」の一節である。

元銀 式百貳拾六貫七百拾三匁八分九厘四毛

利銀 拾九貫四百四拾四匁五厘六毛

但し、本式拾九貫四百七拾貳匁八分六毛納むべき所、御口入高六拾七貫五百目分利銀八貫七百七拾五匁、并に河相周兵衛拝借御口入銀七貫目利銀九百拾匁、桑田次郎兵衛・西浜屋七左衛門へ貸付三貫七百五拾匁月五朱貸付に付式百四拾三匁七分五厘、上山南村治郎三郎表問屋貸付五貫目利銀年々割に付百目、拾貳拾八匁七分五厘減す

貸付元銀二二六貫目余の本来の利銀は閏月があるので、元銀の一三%に相当する二九貫目余となるはずであった。しかし口入銀七四貫五〇〇目（河相周兵衛拝借御口入銀）も含むが利留めとされたため、その利銀九貫六八五匁が未払いとなっている。そのほか低利で優遇した融資もあって、傍線部の合計一〇貫目余が減収となっているのである。他の年度を検討しても難渋にともなう利銀猶予がみられるもの、とくに口入銀の利留めが大きいといわざるをえない。この七四貫五〇〇目の口入銀を「御除算」（＝放棄）としたのは弘化二年暮のことであった。そのため同三年の貸付銀額はその額だけ減少することとなったが、逆に利銀の納入率は前年の七〇・八%から九三・四%に一挙に跳ね上がるようになった。ではにもかかわらず、たとえば安政二年に納入率が八〇%

に落ちてゐるのはいかなる理由によるものであろうか。

義倉貸銀と調達人 その前に図2で安政元年の数值が記載されてゐないことに注目しておきたい。これはこの年の「義倉勘定帳」が残されてゐないからである。その原因はよくわからないが、安政二年十一月十七日に調達人（年番掛り）が藩当局から叱責されたことがかかつてゐるようである。当日はまず河相良（料）兵衛が郡役所に呼び出され、代官から「義倉備え銀貸付方情弱の義これ有る趣相聞え、不埒に付き押込め申し付くべきの処、此の節柄御用多に付き一己の慎み」を命じられた。続いて信岡半右衛門・河相良兵衛・石井武右衛門・河相小左衛門が呼び出され、「義倉調達方の内にて義倉銀自由に借用いたし、自然価も手薄にて、約る処銀欠けに相成り候」と叱責されたのであつた。これから推測すれば、安政元年の勘定決算は承認されることなく、この年だけ勘定帳が残されなかつたのかもしれない。そこで次に安政年間前後に調達人たちが「自由に借用」して「不埒」であつたという点を検討しておこう。

まず前述の疑問、すなわち安政二年の八〇%という利銀納入率の原因に触れておかねばならないだろう。すでに予測されてゐると思われるが、「御郡方へ三貫六拾四匁壹歩貳厘貳毛、魚問屋へ拾八貫貳百六拾壹匁九分壹毛、保右衛門へ六貫六百三拾匁七分壹厘貳毛、定治郎へ三拾七貫五百目、ノ六拾五貫四百五拾六匁三分三厘五毛の分利銀」である六貫二八三匁余が未納であつたからである。魚問屋については前述した

が、六五貫目余の大部分を占めてゐるのは河相保右衛門（周兵衛孫）と河相定次郎（料兵衛）の利銀未払いが原因であつたのである。このように調達人たちの家もこの頃経営不振におちいり、そのため義倉の資金融資を仰ぐという事態がみられはじめた。

最も早い事例を示すと、天保五年十二月に城下吉津町の津之国屋永五郎（福井常右衛門養子）家が、「近年売り躰打ち続き損耗仕り候趣にて、借銀相嵩み商売仕入れ出来申さず」、「家督・貸家等は追々売払い、漸く家屋敷其の外諸道具少々相残り居り候のみ」という状態となつたのであつた。そこで同家から歎願を受けた義倉は「当年より卯年迄十ヶ年の間、銀五百目づ、御救い成し下され度」と藩へ願ひ出た。翌六年八月にも再び歎願し、この年から一〇年間銀六〇〇目の御救い銀の支給が聞届けられてゐる。

先に安政二年の史料で引用した河相定次郎（料兵衛）家も少し遅れて「身代向き不如意」となり、天保十五年に財政再建の趣法を実施したが、その後も「兎角暮し方立ち行き難く」安政元年に義倉から三七貫五〇〇目の融資を受けたのであつた。この利子を支払えなかつたことが翌二年の前述した叱責となつたものと思われる。これをうけて定次郎家は「最早必至と返納方手段付き難く、大いに心痛」してゐると義倉に歎願し、義倉は藩の許可をえて定次郎所有の深津郡千田村の田地五反九畝余を買ひ取ることで三七貫五〇〇目を帳消しとしたのであつた。

次に定次郎とともに銀六貫目余の利足を支払うことのできなかった保右衛門家はどうかだつたのだろうか。安政元年に「同人借財残らず御勘定所へ書出し候処」、「私借」（≡民間からの借銀）が二〇九貫目余であつた。義倉と福山藩当局はこの年から二五年間、義倉銀から毎年七貫目ずつ保右衛門家へ仕向けることにするとともに、安政五年には「当人闕所仰せ付けられ、最早返納の手当ても御座なく候間」、義倉の融資額六貫目余も帳消しとなつたのであつた。闕所となつてからの保右衛門一家は「親類共の厄介に相成り、彼是と渡世仕り年積り候ても（私借返済の）目途立ち兼ね」、保右衛門自身も「長病」で「多分入費相掛り」、「当日も凌ぎ兼ね候」状態であつたという。保右衛門の跡を継いだ富之助は明治二年、河相楚宝（周兵衛）の家名相続を歎願するとともに、前述の七貫目に加えてさらに二貫五〇〇目一〇年間下付してもらいたいこと、そして「此の上手稼ぎ等辛抱仕り、逐々残借も相片付け」ることを申し出、翌三年から二貫五〇〇目が追加されたのであつた。

河相清兵衛は「義倉勘定帳」によれば、安政二年において義倉から一〇〇貫目余の融資を受けており、この年に九貫六六三匁の利銀を返済している。しかし清兵衛（木右衛門）は安政元年に趣法立てを願ひ出ており、その経営は思わしくなかつたようである。そのため義倉は一六年の間六貫目を仕向けることとし、その六貫目に木右衛門から六貫目を出させて計一二貫目を義倉借銀の返済に宛てさせることとした。

六貫貳百貳拾壹匁四分四厘六毛

河相木右衛門口九拾四貫貳百六拾四匁三分貳厘九毛、当年より年三歩利朱立てに付、残り六朱六厘利損

右は安政五年の「義倉勘定帳」から抜き出したものであるが、木右衛門への融資分が年利三%と優遇されていることがわかる。そのため本来入るべきはずの残りの六・六%分六貫二二一匁余が不足しているということを示すものである。その後、「義倉勘定帳」をみると、木右衛門の借銀残高は、文久三年に六八貫目余、明治元年に三一貫目余、明治四年には五貫目余と減少しているから、年利三%という低利もあつて返済は順調に進んだのであつた。

義倉設立の中心メンバーであつた石井家も幕末期に「借財相嵩み」「家名相続も出来難く候」という状態となつた。

義倉御銀同人拜借当暮迄元利辻七拾九貫七百目余に相成り申し候、何卒右銀高にて同人所持津之下村塩浜彦町九反四畝廿八歩の所御買上げ、并に同村にて所持仕り居り候田畑反別式町壹反四畝歩余にて、過地子米式拾石程の分百目に付米式升七合替えの積りに御買上げ成し下され度き旨、別紙歎願書并に趣法書帳面指し出し候儀に御座候

右は慶応元年、石井英太郎の歎願を受けて、義倉が藩当局へ伺いを立てたものである。実は石井家の借財は義倉に対してだけでなく、札座へ一七〇貫目、城下の藤井（鉄屋）与

一右衛門へ七〇貫目余、城下商人西綿屋利右衛門へ金八四八兩など、総額五七四貫目余の負債額となつていたのであった。銀八〇貫目の債権者であつた義倉は同家の申し出を受けて一〇年間の趣法をたて、「夫々銀主方頼み、利下げ年延べ」などを許可してもらい、「家名相続」をはかつた。

以上のように、義倉の調達人たちは子や孫の代になつて経営破綻に直面してしたのであり、調達人たちの「家名相続」に義倉が大きな役割を果たしていたことがうかがえる。これは義倉の「私物化」と評価することもできようが、それではあまりにも一面的であろう。すなわち石井家の事例で明らかのように、同家には札座や鉄屋をはじめとして膨大な公借・私借があり、融資された銀額が同家の破産によつて不良債権化すれば、藩財政や豪農商たちに少なからざる打撃を与えたことは間違いない。安政年間に河相木右衛門（清兵衛）に多額の融資をしていた鞆の枡屋清兵衛が、元利が保証されるかどうかと大目付や鞆町宿老に歎願しているように、義倉による調達人たちの趣法再建は、地域経済の安定のためにも必要であつたのである。

〔註〕

(1) 当初の「救法目論見」では貸付銀は二〇〇貫目とされていたが、こうした事態をうけて次年度に作成された文政四年の「義倉行事願文」では、「貸付銀凡そ三百貫目内外に極め置き度」と三〇〇貫目が新しい基準とされた。

(2) 「義倉録」一番。

(3) 「義倉録」二番。実際に、翌文政十一年、天保元年、同二年、同七年、同十一年、同十二年、同十四年、弘化元年と勘定切れとなつた。逆に「延銀」が出たときには「御除銀」として別会計として積み立てることとしたが、この制度は弘化二年で打ち切られた（なおこの点については注(11)を参照されたい）。もちろん図2にはこの別会計も合算してある。なおこの文政十年から儒学科や仏道講釈料などの諸仕向銀が中断されることになつた。

(4) 「義倉録」二番。

(5) 天保の凶作飢饉に直面した義倉が、将来の救恤に備えて天保八年から特別会計として積み立てたものであるが、安政五年に表勘定（本会計）に組み込まれた。

(6) 下魚屋町の三島屋は、天保八年に魚仲買と差纏れとなり、翌九年に關所の処分を受けていた。義倉は債権者として三島屋の家屋敷を預かり、また残銀一八貫目余は利留めとし返済も中断の処置をとつていた。元治元年に三島屋徳右衛門は家名再興の願書を義倉に提出してきたので、一八貫目余の借銀を返済するというところで家屋敷を徳右衛門に返したのであつた（「義倉録」六番）。

(7) 「義倉録」五番。

(8) 「義倉行事願文」（文政四年）。

(9) 「義倉録」一番。

(10) しかし臨機応変に下層民たちへの融資も実施された。たとえば文化八年暮に綿問屋隅屋に融資された銀のうち二〇貫目を翌九年二月末に回収し、その銀を三月に「鞆津小面」へ七月末ま

で貸付けている。また文政十二年には走島の「小面」二十七人が「大坂淀川船稼ぎに年々罷り越し候処、追々不仕合せにて借銀等仕り」「難儀に及び候」という事態を受けて、その銀額一〇貫五〇〇目を払い替え、その代わり「上方稼ぎ相止めさせ地方蠟業稼ぎ相働」くことで返済させることとしている。このときは島方で彼らが田を持つていなかったたので、「無質」の処置がとられた。

(11) 「義倉録」三番。なおこのときには注(3)の「御除銀」を本会計に加えることや「表御勘定切銀」の補填廃止、注(4)の拝借銀四〇貫目の返済が亥年(嘉永四年)まで猶予されることとなった。

(12) (16) (18) 「義倉録」四番。

(13) 「義倉勘定帳」(安政二年)。

(14) 「義倉録」二番、「義倉勘定帳」(天保六年)。その後も津之国屋は困窮し「義倉より定例御下米三石三斗三升三合、銀百七拾目の外は更に所務も御座なく、当時寺子相集め当日を凌ぎ居り候」状態であり、万延元年から一〇年間六〇〇目ずつの支給を願ひ出て、三〇〇目ずつの支給が許可されている。

(15) 「義倉録」四番。なお料兵衛の子市右衛門も慶応元年十月に再度趣法を願ひ出て、義倉資金を使った八年間の再建趣法が許可され、八年の間義倉から二貫五〇〇目の支給を受けた(「義倉録」六番)。

(17) (19) (20) 「義倉録」六番。

(21) 前稿(上)の「はじめに」の注(3)に示した従来の研究では、こうした調達人たちへの融資・助成についてはふれられていない。

(22) 福山市内の浦歴史民俗資料館蔵枡屋文書「乍恐歎願奉申上候口上之覚」(安政四年)など。

2 義倉田と地域社会

田畑の集積 義倉発足時の計画では貸付銀が二〇〇貫目をこえる文化七年から田地・塩浜を購入する予定であったが、文化五年暮に義倉資金が藩に引き上げられたので、実際には文化十一年暮から義倉田の購入が開始された。まず義倉の土地購入および請戻しを一覧にしたものを提示しよう(表7)。文化十一年暮の最初の買入れ地は分郡中津原村の畑地二〇筆で、検地帳上の面積は一町一反三畝余、石高は一三・五石余であり、「水干の憂いも御座なく地所居わり宜しき」この畑地の定米(契約小作料)は二六・九石余であった¹⁾。翌文化十二年には中津原村、安那郡湯野村・下御領村・下加茂村で計五三・一石余を購入し、文政三年暮にいたっては一〇町歩をこえる田畑で、石高にして一五二・九五石を一挙に購入した。わずか六年間で四〇八・一石余の田畑を集積したことになる。

義倉田購入の目標値は、当初の「救法目論見」では加地子米(小作料純益)三五〇石であった。このことは文政年間になっても同じで、「地子米高々ヶ年分凡そ三百五拾石位と見積り田畑買求め置き、内百石は毎年調達人へ下さるべし、引き残り式百五拾石程蔵積み、凶年窮民御救い御手当て」とす

表7 義倉田の購入状況

年代	購入			累計		
	反別	石高	代銀	反別	石高	代銀
文化11年	113畝	13石	11,558匁	113畝	13石	11,558匁
12	402	53	19,810	516	66	31,368
13	353	46	18,890	869	113	50,258
14	763	93	58,990	1632	206	109,248
文政元年	399	48	25,600	2032	255	134,848
3	1189	152	75,250	3222	408	210,098
4	1255	139	79,750	4478	547	289,848
5	893	110	79,339	5371	658	369,187
7	483	48	35,565	5855	707	404,752
9	△515	△69	△24,805	5339	637	379,947
天保3年	5	1	450	5344	638	380,397
安政2年	59	6	37,500	5404	644	417,897
4	43	6	7,638	5447	651	425,535
万延元年	159	20	20,743	5606	671	446,278
文久元年	△79	△3	△7,500	5527	668	438,778
3	69	9	10,000	5596	677	448,778
慶応元年	1068	107	255,078	6664	784	703,856
2	△325	△43	△46,260	6339	741	657,596
3	79	8	67,530	6418	749	725,126
明治3年	△210	-	△79,698	6208	749	645,428

注)「義倉田地有物帳」(文化11年)により作成。△は請戻しによる返還。

ることとなっていた。では文政三年末の義倉田石高四〇八石余の加地子米はいかほどであったのだろうか。文政四年九月に「田徳米三百五拾石位買求むべき内、貳百貳拾八石前程是迄の分買入れこれ有るに付き、残り米百貳拾貳石分程此の後買入れるべし、此の代銀凡そ百貳拾五貫目程出すべき哉と存じ奉り候」と記されているから、まだ目標値には到達していなかった。そこで表7にあるように、文政四年に一三九・四石、翌五年に一〇・六八石分の田畑を分郡森脇村や品治郡倉光村などで購入した。文政六年に藩主に提出した「福府義倉御備銀積書」には、加地子米は三四八石程と記されており、これで当初の目標に到達していたことになる。しかし「此の後買増し次第此の地利米増すべし」と但書をつけているように、当初の目標の加地子米三五〇石に拘泥するものではなかった。ただ「田徳米も際限御座なく候えば、五六百石計りと限り置き申し度事」と上限を設けていたのである。

こうして文政七年にもさらに購入し、代銀は累計四〇四貫七五三匁余にして、五八町五反五畝、石高七〇七石の義倉田集積となったのであった。ところで「義倉田の儀は御趣意在らせられ、何方より相願い候ても決して他へ譲渡相成らざる御定め」であった。しかし表にみられるように、文政九年に安那郡湯野村分三九石余と下御領村三〇石の計六九・六四八石を菅茶山の廉塾に元の値段で譲渡した。これは「先だつて菅太仲様より御約定」であり、「神辺御塾田の儀は訳も違ひ」

「学弘め趣法田地」であるから特別に認可されたのである。

これで義倉田の石高は六三七・五石に減少したが、義倉田は六郡二二か村に所在し、契約小作料である定米は八九〇・八石、定銀五九三・八匁で、「年々平均」の加地子米は三二六・五石と見積もられた。その後、幕末期の義倉田購入は主に破産に直面し趣法を行った調達人たちの土地を買い上げたものである。

次に最初の義倉田購入となった中津原村の畑地を検討しよう。注(1)で前述したように対象となった土地はすべて畑地(二〇筆)で、面積は一町一反三畝二歩、石高は一三・五〇八石であった。「義倉地小作書上帳」(文化十二年)によれば、小作地は三六枚で、小作人は三一人であった。そしてこの三六枚の合計面積(「切畝」)は一町五反二畝一步で、実際は三反八畝余ほど「延畝」があったのである。定米(契約小作料)は反当一・八石であった。

義倉田と刻印した石柱をこれらの耕地の傍に建てているが、これらが畑地であったのか、それとも田地であったのかを検討しておきたい。検地帳では上々畑と上畑であるが、「小作書上帳」には「切畝壹反歩」などと記されているだけである。最初の小作料徴収年となった文化十二年の「義倉勘定帳」には、「中津原村田地当亥地子米拾四石三斗式升四合三勺」の代銀八四二・六匁余が収入として記載されている。「中津原村田地」とあるから、元禄期に畑地であったものの、その後の灌漑施設の整備によって田地へと地目変換されていたと断定してよいのではないだろうか。それは「中津原村に於い

て地所御見分遊ばされ候処、別紙帳前の坪々水千の憂いも御座無く」と報告されていることからもうかがえよう。

義倉田集積の背景 ところで「何より奇妙なことは藩が公然と義倉の基本的仕組みとして、地主制的機構を認めていることである」という畑中誠治氏の指摘がある。なぜ藩が地主制的機構を認めることが「奇妙なこと」なのか理解できないことはないが、こうした指摘は江戸時代の支配体制が封建的土地所有関係を基軸とし、その権力基盤が封建的小農にあったという学説にとらわれすぎたものである。むしろ短期間のうちに七〇〇石もの土地を集積できた当時の地域社会をどのように評価すべきかが問題であろう。

田畑買入れの節、八月頃村々願い出に順じ作毛出来方を大庄屋彦人、調達共の内式人罷り越し見合い置き候て、地所撰び出し作毛取上げ後、御勘定方様御彦人、御割元様御彦人、大庄屋彦人、調達方式人罷り越し竿入れ相極め来り候、永年此の法に成され度存じ奉り候事

右は義倉田を購入する際の手続きである。土地買入にさいして藩の役人・大庄屋・調達人が立ち会うことはともかくとして、「村々願い出に順じ」とあるように村方の方からまず依頼があり、それに応じて「作毛」を見分しておき、収穫後に有畝(実際の面積)を丈量して定米や買取価格を決定しているのである。決して土地を買いあさるということではなく、破産した者や多額の資金を要する者が村を通じて依頼してきたときに検討して購入したものと思われる。

文政十年、沼隈郡草深村善左衛門は義倉から借りていた二五貫目の元利を「地所売払い申さずては返納出来申さず」事態におちいり、元利分相当の田地を買い取つてもらいたいと願ひ出た。¹³

居村井に近村へ売券に出し候え共近年売り地多く、殊に当年は中山南村茂兵衛儀破産いたし候に付き同人持地売払い、其の外村方小面引き請け御役所御銀拝借返納片付け傍ら、売り地多く御座候に付き多分の田地一向売捌け申さず、右返納方必至と致し方御座なく難渋に迫り、拝借銀の分に相当り候田地、御慈悲を以て御買入れ成し下され度旨歎き出し申し候

義倉はこの願ひ出に応じようとしたが、藩当局の認めるところとはならなかった。このように義倉貸銀の融資のさい抵当に入れていた田畑を、返済できない場合に義倉田として買ひ取ることはなかつたのである。ただし幕末期の調達人の田地と、文政五年に購入された義倉田のうち、沼隈郡神村の庄屋章平分（高三三・九石余）と品治郡今岡村の「旧家」本八郎分（高六・八石余）は例外であり、彼らの破産にともない藩当局との「大評儀」のうへに抵当を義倉田としている。¹⁴

さて短期間のうちに義倉田を集積できた背景には、草深村の善左衛門の願ひ出にみられたように、破産・趣法の多発によつて「近年売り地多し」という事情があつた。いうまでもなく高い年貢の負担に耐えかねてといった理由ではなく、事業の展開に失敗したり、あるいは貸付先の破産によつて連鎖

的に経営が傾いたりしたからであつた。しかし売り地が余りにも多く買ひ手がなくて困ることもあつた。

勿論村柄に寄り候ては田地売捌き六つヶ敷に付き身体不手廻りに成り、売り候者存じ寄りより値下げに売り捨て候様相成るべく難渋仕り候者間々御座候、然るを買入れ遣わし候えば引立てに相成り、外地所迄も値持ちいたし軽からざる助情に罷り成り候故、往々見計らい買助けを致し遣わし度存じ奉り候¹⁵

義倉の認識としては義倉田の購入が土地価格の下落を防ぎ、「買助け」＝地域社会へ多大な貢献をしているというものであつた。しかし「世の中銘々我欲勝手のみ申すもの」であり、こうした義倉田の集積に対して「近來義倉方へ田地買上げ直段下げずとて福者の悪口」があつた。相場より高く買ひ取る義倉の姿勢に「福者」が苦情を呈しているのである。¹⁶河相周兵衛らの認識は「貧者は先祖累代の家督を売り離し、剩え掛作も成り兼ね難渋大方ならず、然るに値能く買上げ、跡掛け作も致させ候ゆえ、不一通り助けに御座候て悦ぶ事大方ならず」と、家督を手離す者の立場を尊重しているというものであつた。そしてその小作料取得についても「他へ引き抜くにこれ無く、御領分より取り立て、又御領分へ蒔き散らし候に付き、中以下の格別助けに御座候」と地域社会への還流を強調しているのである。¹⁷

義倉田の管理と小作料収入 義倉発足当初の文化二年に河相周兵衛が作成した「義倉年中行事何書覚」の中に、義倉田

が所在する村には「地利米」（加地子米）一石に付き五升ほどを村役人へ世話料として渡すことという一条がある。また春秋には調達人二人が義倉田を見回り、「耕作不出情又は地所欠損」などを調査することなどの基本方針が述べられている。そして実際に義倉田の購入が始まり「用繁く」なること、文化十三年からは調達人のうち二人が「毎年御買入れ地見分、作毛見改め等都て諸算用仕出し」を行った。しかし日常の義倉田管理と小作料の収納等は、「村々御買入れ地作配方其の村役人へ相任せ」ていた。また「村々義倉御田地加地子米毎冬売捌きの節は、兼て其の村役場へ引受け候上、商人共へ売渡し候趣に御座候」とあるように、小作料の換金も村役人に委ねられていた。

義倉にはこうした小作料の算用帳類がいつさい残されていないので、定米から年貢等を差引いた勘定は明らかにならない。ただ最初に購入した中津原村分の文化十二年分のみが「義倉録」一番に、「地子米指引き」として記載されている。定米二六・九一石から、年貢米八・九石、銀納分二・二五石、村役人世話料一・四三石の計二・五九石を差引き、残り一四・三二石が加地子米となり、これを石六〇匁替えて中津原村庄屋が売払い、銀札八五九・四七匁を義倉に上納したというものである。以下、この義倉に上納された銀札（と正銀換算）分が勘定帳に記載されているだけである。

図3は加地子米収入の推移を米建てで示したものである。当初の加地子米の目標三五〇石にはじめて到達したのは文政

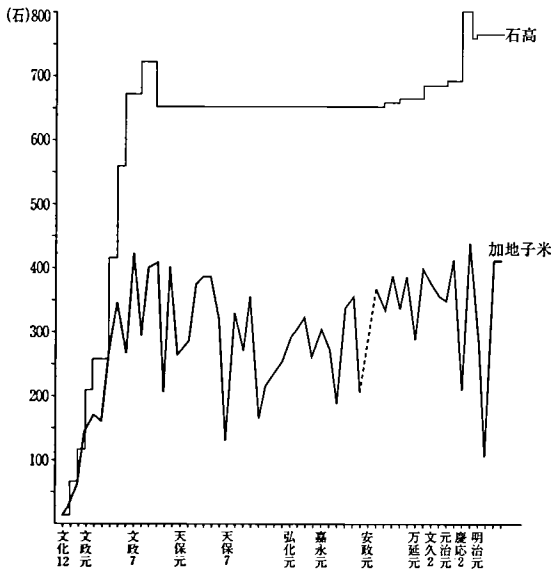


図3 加地子米（米換算）の推移
注）「義倉勘定帳」（各年度）により作成。

七年で、この年には四一五石余に及んだ。また文政十年にも四〇〇石に達し、天保三年から五年にかけても連続して三五〇石をこえている。その後三〇〇石を割り込む年が多くなるが、安政年間には回復していることがうかがえよう。天保七年や明治二年をはじめとして「田畑作欠け」となったときには、勘定所から一人、代官手代と大庄屋が一人ずつ、それに義倉（調達人）から二人が出張して引米を決定することとなっていた。天保二年にこれまでの引米の年平均は約一〇〇石

として、文政十一年のように大幅な引米は別としても、ほぼ毎年多くの義倉田で引米が実施されていたものと思われる。河相周兵衛が「義倉発端手続」において、「往々は地子米も壹反に付き五升、壹斗つ、も引下げ候御伺い申上げ度存じ奉り居り候え共、近來の不勘定にて未だ其の御時節に至り申さず」、「小作は寒夜に身を曝し、炎天に甲を乾かし、粒々辛苦作り立て候えば、地主の場にて成るだけ安く仕り度事に御座候」と述べているように、小作人の立場を斟酌しての引米であったと評価することもできよう。

ところで先に指摘したように、義倉への加地子米収納は米ではなく、各村の庄屋が小作料の算用を行い、加地子米を売却して銀札で義倉に納入していた。表8に示したように、加地子米の米納化は安政六年からであった。文政六年は義倉初の救米放出を実施した年であるが、その救米の一部として分郡山手村の三六石など計一三八石余が正米納めとされたようである。しかしその後も一貫して銀納がとられ、弘化四年に芦田郡上有地村・品治郡今岡村・倉光村三か村が計三〇石の正米納めをしているが、これは特殊な理由による例外的事例である。

では安政六年からにわかに米納の比率が高くなったのは如何なる理由によるものであろうか。これに関しては安政五年の加地子米の処理が参考になる。すなわち分郡山手村や中津原村の加地子米のうち三八三俵が、翌安政六年秋になっても実は売れ残りとなっていたのであった。義倉は「去年冬加地

表8 銀納・米納別加地子の推移 (1か年平均値) (単位、銀匁)

	A銀納分	b米納分	B銀換算	A+B	利率
文化12～文化14	2232.8			2232.8	7.2%
文政元～文政4	9684.4			9684.4	6.6
文政5～文政8	18975.5	34.5石	2415.9	21391.4	6.0
文政9～文政12	22158.8			22158.8	5.7
天保元～天保4	25875.9			25875.9	6.8
天保5～天保8	26129.1			26129.1	6.9
天保9～天保12	21285.7			21285.7	5.6
天保13～弘化2	23338.0			23338.0	6.1
弘化3～嘉永2	26758.6	7.5	690.0	27448.6	7.2
嘉永3～嘉永6	27443.3			27443.3	7.2
安政2～安政5	35082.9	0.4	57.4	35140.3	8.6
安政6～文久2	12979.8	265.3	38578.8	51558.6	11.8
文久3～慶応2	45812.5	179.0	50883.2	96645.7	18.4
慶応3～明治3	36227.5	239.7	119865.2	156092.7	21.6

注)「義倉勘定帳」(各年度)により作成。

子米売払い残り六百俵余買人御座無くに付き、石に付き百三十拾五匁替え地値段相庭にて、抛無く勘定掛り合の場へ引受け御勘定相済ませ候」と、帳面上は石一三五匁で売払ったように処理していたのである。これ以前の「義倉録」にはこうした記録は見当たらないから、義倉田の小作人が村役人へ納め

る小作料の多くは米納であり、これまでは村役人がすべて加地子米部分を売り払うことができたので、義倉へは結果として銀納となっていたと考えざるをえない。安政六年の暮になつても「追々不景氣にて売捌け申さず」「買受け候者御座無く」、結局二五四石余が売払い残りとなり、「村々積み置く」こととなつた。以後も同様であつた。なお表3の利率は加地子米銀を義倉田の買取価格で割つたものである。義倉が田地を購入するさい六〇八朱の利率で計算してのことからすれば、米価の高低も勘案しなければならぬが、平均的な回収率ではないだろうか。

当初の「救法目論見」ではこうした加地子米は貸付銀には流用しないこととされていた。実際に加地子銀が入つてきても、「此の銀は貸付には仕らず年々困い置き、十ヶ年目蔵開きの節正米買い整え」、窮民へ救米として放出することとされていたが、実際には「田地地利米当時（文政三年）は積米に致さず、年々田地買増し居り申し候、凡そ地子米辻存じ寄り通りに算立て揃い候節より積み置き候」というものの、その後も貸付に回されていた。これは口入銀の利留めなどによる経営圧迫への対応であつたが、「金銀米穀国用に相立て候を以て宝に御座候、限り無く隠し積置き候ては無益」という現実的な対応によるものであろう。

義倉と義倉田小作人 さておおよそ順調な展開をみせていたと思われる義倉田経営であるが、弘化三年には「近來義倉田村々田畑普請手入等、其の外不審ケ間敷き義内々相聞き申

し候、且つ又小作人共場にて何と無く心得違ひの儀も御座候様風聞承り申し候」といつた義倉の口上書が作成され、「心得違ひの者共も改心」させるよう郡方組目付の見廻りを願ひ出ている。ちなみにこの年の「田畑普請手入」に要した経費は一貫四三二匁で、前年、前々年の七〇七匁余、六一六匁余の倍額であつた。なかでも品治郡倉光村で六〇一匁余、分郡津之郷村で三八六匁余、品治郡万能倉村で三〇四匁余の普請額となつている。こうした田地の普請だけでなく、各村役人は定米の引米を義倉に願ひ出ることが多かつた。

たとえば沼隈郡早戸村庄屋の有木長三郎は、上田一反二二三歩の義倉田について「右の御田地腐れ毛田に御座候て、近來作毛有付き兼ね候場所も余程これ有り、惣躰地味相衰え年々作方不熟いたし、御引米等頂戴仕り小作人取続けさせ居り候」と報告した。天保十三年三月のことであつた。そういう小作地であつたから「当年にては村内小作人一円これ無し」という事態となつており、有木長三郎は二石一斗の定米を一石七斗に下げてもらいたいと願ひ出たのであつた。また万能倉村の村役人も同年三月に定米を四斗引き下げ、「小作の者出精仕らせ」たいと願ひ出たが、三月二十九日にこの願ひは取り下げられている。理由は明らかでない。

このような普請願ひや定米の引き下げ願ひのなかに「不審ケ間敷き義」があつたのであろう。すでに河相周兵衛は「義倉発端手続」のなかで、「当分は庄屋共も感心いたし御田地大切に取計い居り候処、年を経候ては其の情をも忘れ、当時

の欲に迷い、去る冬倉光村役人共相計り候様の義出来申し」と、村役人たちの義倉田管理に熱意がたりないと記していたのである。また弘化三年の義倉の口上書にあった「小作人共場にても何と無く心得違ひの儀も御座候」というのは、小作人たちのなかに毎年引米要求をする者がいたのである。この点に関しては、次に紹介する天保十四年の万能倉村小作人への褒賞一件が参考にならう。

万能倉村はその村高に「不相応人少」の村柄で、義倉田の小作人も「過半近村より入作」であり、そのため作物の世話も「行届き申さず候に付き追々作劣り、近年は別けて土地瘦せ衰え欠作勝ちに相成り、毎年義倉田御見分願ひ出」るようになっていた。そのようななかで義倉は小作人吉助ら六名に錢八貫文（銀七四・五匁余）を褒美として支給した。理由は「義倉御田地御買入れの初年（文政三年および文政七年）より小作仕来り、農勤出精仕りに付き、当年に至る迄聊かも欠作御見分等受け申さず、夫れ故其の御田地だけは村柄に似合わず土地肥え、諸作物有付き宜しく御座候」というものであった。そしてこの褒賞が「外小作人共へも自然と見習い」となることをねらっていると述べているように、天保年間以降において義倉と小作人との間に作徳をめぐって緊張関係があったことは否定できない。

ところで「義倉録」や「義倉勘定帳」をみても、加地子米の未納に関する記述は甚だ少ない。「義倉録」に記録された唯一の未納の件をみてみよう。安政五年安那郡道上村の小作

人辰次郎は定米三・九八三石のうち一・二一石しか詰められず、二・七七三石の未納となった。もともと実際に納めたのは九斗だけであり、残りの三斗一升分は「当三千畑御仕向け米」「当三千作方難波御仕向け米」の引米であった。村役人たちは辰次郎の「建物諸道具」を競売にかけ一・〇七三石を納めさせ、残り一・七石については無利息一〇年賦の返済を願い出した。義倉は一・七石分は村役人への「御貸付に相仕組み、年々返納」させることで落着かせたのであった。こうした記事が少ないのは未納が少なかったからであるかどうかは、なお検討の余地があるものの、毎年の引米の実施が小作料の未納につながらなかつたとはいえそうである。

また不作の年には引米とは別に小作人に救米を施した（表9）。最後にこの義倉の救米を検討しておこう。文政八年は「田畑木綿不熟極難波」「稲作虫付き」に対して一〇か村の小作人へ四五石余を仕向けることとしたが、この年に関しては

表9 義倉小作人への救米

年代	俵数（銀額）
文政8年	45.522石
天保元年	15.89石
嘉永2年	100 (3,183)
3	70 (3,092)
6	100 (3,239)
安政5年	100 (4,021)
万延元年	100 (4,970)
慶応2年	100 (?)
明治2年	29.54石 (?)

注)「義倉録」二番、「窮民御
救永代備銀勘定帳」に
り作成。

この仕向米が実施されたかどうかは明らかでない。朱筆の認可記載がなく、勘定帳にも記載されておらず、おそらく

藩当局の許可がおりなかったものと思われる。ただし前年の加地子米が四一五石余に対して二八七石余であったので義倉は引米で対処したのであろうか。天保元年分はたとえば「当秋米綿作不熟反別六反七畝歩御検見相願わず候極難洪、并に稲作不熟極難洪の分へ御仕向け成し下され度」(「万能倉村」)などと七か村に限定されていた。これは「御聞濟み」と認可されているが、勘定帳に記載されていないので、これも実際は引米として処理されたものと思われる。

嘉永二年以降は一〇〇俵(三〇石)の救米が頻繁に実施されている。これは全小作人に一律に配布されたのではなく、「御見分相願わざる分、御年貢小作米凌ぎかね候小作人共」、すなわち見分(引米)を願い出なかつた小作人、および年貢・加地子米を納入できない小作人を対象としたものであつた。

〔註〕

(1) 「義倉録」一番。この定米二六・九石余のうち一石から一二石余が年貢・村入用その他として差引かれ、残る一四石から一五石余が加地子米(小作料純益)と見積もられている。中津原村の地租改正時の耕地面積は元禄十三年検地面積の一・二倍強にすぎないから、これらの畑地の面積はせいぜい広く見積つても一町五反前後であつたろう(この点については後述)。本稿の主題ではないので深入りしないが、筆者は地主と小作人の取分は折半ではないかと考えているので、この畑地の年間反当生産力は二・七石(三・一石ほどあつたものと推定している)。

(2) (3) (5) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(4) (10) 「義倉録」一番。

(6) しかし文政十年には加地子米一〇〇石を目標としている。すなわち前節で述べたように(注3)参照、義倉銀二三四貫目を「勘定大極」として「延銀」(黒字分)は別会計とし、その別会計が三〇貫目に達したら、その後の「延銀」で加地子米が一〇〇石に達するまで義倉田を購入すること、そして「延銀」が出るように神道講積料などの仕向料を休年とすることと願い出たのであつた(「義倉録」二番)。しかしこの計画は天保七年の救い米放出などで頓挫した。

(7) (8) (13) (21) (23) 「義倉録」二番。

(9) 「義倉一件帳」所収。こうした小作人名簿はこの史料だけである。

(11) 畑中誠治「福山藩の義倉について」(「広島大学文学部紀要」第二六卷三号、一九六六年)。

(12) (16) (20) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(14) 畳表問屋の亀山茂兵衛のことである。

(15) (18) (19) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(17) 「在中田地の売買」についていえば、「地所の善悪も御座候え共、まづは村方にて百姓方身躰宜しく買人多き村方は直段宜しく、百姓方困窮にて買人数無き村方は地所返し候ても直段下直に御座候」ことはいうまでもないが、福山地方においては「通例大旨の処、上村六朱、中村八朱、下村七割位」の利子率であつた。最初に購入した「中津原村の地所至つて上所」であつたが、義倉は本文とは違って八朱で安く購入している(「義倉録」一番)。おそらく以後は六朱程度で買入れたものと思われる。

- (22) 「義倉年中行事何書覚」(文化二年)、「義倉行事願文」(文政四年)。領民の求めに応じて藩が検見引を行う場合はこの限りでなかった。
- (24) したがって「救法目論見」で計画していた加地子米を入れておくための「米蔵六郡六ヶ所、御城下老ヶ所、頼津老ヶ所、メ八ヶ所土蔵」を建てる必要はなかった。のちには「取立て次第最寄の夫食蔵」へ預けておくこととした(「義倉行事願文」)。
- (25) これは吉田郡福田村の前庄屋小野大助家が破産に直面し、無利足一〇年賦で米一〇〇俵の借用を義倉に歎願したところ、「格段を以て」許可されたので近村の加地子米が融通されたからであった(「義倉録」三番)。
- (26) (28) 「義倉録」五番。
- (27) 当初から義倉小作人の小作料が銀納であったのは、分郡草戸村(畑地七反九畝余、高三・二七一石)分の小作定銀五九三匁余と、森脇村の畑地の加地子銀八九一匁余(定額)だけであった。なお小作人の多くは木綿作も行っていたと思われる、小作料米が不足する場合は買納していたのであろう。年貢買納については本城正徳「幕藩制社会の展開と米穀市場」(大阪大学出版会、一九九四年)を参照されたい。
- (29) (31) 「義倉行事願文」(文政四年)。
- (30) 「義倉録」一番。
- (32) (34) (35) (37) (40) 「義倉録」三番。
- (33) 「義倉勘定帳」(各年度)。
- (36) 「義倉録」二番。周兵衛が指摘するこの倉光村の一件とは、倉光村の義倉田二八石余を「元御買入れ直段にて村役人共場へ御売り戻し」てもらいたいというものであった。義倉田は手離さないことを原則としていたので、天保元年七月に「内密々承り合候処」、義倉田を買戻した村役人たちがそれをさらに「分け売りにして」利を稼ごうとした一件であった(「義倉録」二番)。
- (38) 「義倉録」四番。なおこの未納一件の一年前、道上村庄屋の伝右衛門は義倉田の世話役を辞退したいと申し出たが、藩は義倉田の世話役を辞めたいのなら庄屋も退役すべきだと、伝右衛門の意向を一蹴した。
- (39) 「義倉録」二番。